(4)　扶養手当の認定誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 総務部人事局　総務サービス課 | 扶養親族のうち、15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（特定期間）にある子は、配偶者以外の扶養親族に対する支給月額6,500円に、5,000円を加算して支給されるが、特定期間にあるにもかかわらず、加算支給がなされていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算支給を行っていない期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 未払額（差額） |
| 平成24年４月1日～事務局監査時（平成26年７月） | 182,000円 | 322,000円 | 140,000円 |

（監査対象期間　平成25年度における未払分　60,000円） | 【是正を求めるもの】速やかに必要な是正措置を講じるとともに、特定期間にある子に対して漏れなく加算支給ができるよう、チェック体制の強化を図られたい。【職員の給与に関する条例】(扶養手当)第13条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。（中略）(2)　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫（中略）３　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千八百円、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき六千五百円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については一万千円)とする。４　扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 | システムで自動判別されない対象者の加算支給漏れチェックについては、現在実施している生年月日によるデータ抽出確認に加え、今回、加算支給が漏れた続柄によるデータ抽出を確認することで、データのダブルチェック化を図り、チェック体制を強化した。 |